

年金額回復の具体的事例

平成22年2月1日から5日までに全国の年金事務所で行った年金額試算において増加年金額が大きい10ケースについて取りまとめたもの

番号	年齢	性別	増加年金額 (年額)	年金額(年額)		概要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算(※)
				回復前	回復後			
1	80歳	男	900,900円	1,322,600円	2,223,500円	回復前の厚生年金加入期間136月に130月(船員保険)を追加。	○ねんきん特別便(全員便)の回答票に「もれや間違いがある」と記載し相談窓口にご本人が持参、ご本人が保有している船員手帳を参考に申出の船舶保有者名と雇入期間から船員保険記録を調査したところ、旧台帳及び被保険者名簿にご本人の申出と一致する船員保険の記録が判明し、記録を統合した。	約2,120万円
2	82歳	男	662,100円	2,549,100円	3,211,200円	回復前の厚生年金加入期間240月に68月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人あて厚生年金加入記録の確認について文書を送付したところ、後日、ご本人から会社名、所在地、勤務期間等を記載した確認票が郵送で届き、ご本人の申出と一致している厚生年金の記録(18月)であることが判明した。さらに、その後、ご本人が別の会社にも勤めていたと相談窓口に来られ、ご本人の申出の会社名と勤務期間と一致する厚生年金の記録(50月)が判明し、記録(合計68月)を統合した。	約1,560万円
3	95歳	女	655,200円	211,500円	866,700円	回復前の厚生年金加入期間129月に73月を追加。(遺族厚生年金受給者)	○夫の死亡により遺族厚生年金を受給されているご本人の家族が、ねんきん特別便(名寄せ便)の回答票を持参し相談窓口に来所、回答票で申出された故人が勤務していた会社名、所在地、勤務期間により調査したところ、申立と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○なお、厚生年金の記録73月が統合され202月となったことから、男性で40歳以降の厚生年金の期間が180月以上ある年金を受けている方が死亡した場合に遺族厚生年金に加算される経過的寡婦加算594,200円(年額)が加算されるとともに、遺族厚生年金の年金額61,000円(年額)が増額された。 ○この遺族厚生年金の増額のほか、厚生年金の記録が73月判明したことにより、故人に遡って旧法通算老齢年金(114,500円/年額)の受給権が発生し、ご本人に夫(故人)の未支給分の年金(一時金)が発生した。	遺族厚生年金 約720万円 通算老齢年金 (未支給分) 約320万円
4	67歳	男	629,400円	517,200円	1,146,600円	回復前の厚生年金加入期間19月に178月を追加。	○ねんきん特別便(名寄せ便)のフォローアップ対象であるご本人から申出があった2か所の会社名、所在地、勤務期間をもとに管轄社会保険事務所等に対して記録の調査依頼、後日、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明したと管轄事務所から報告があり、記録を統合した。	約1,480万円
5	85歳	女	615,500円	391,100円	1,006,600円	回復前の厚生年金加入期間220月に20月を追加。(遺族厚生年金受給者)	○夫の死亡により遺族厚生年金を受給されているご本人からねんきん特別便(名寄せ便)の回答票が送付され調査したところ、ご本人から申出のあった夫(故人)の勤務していた会社名、所在地、勤務期間と一致した厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○なお、厚生年金の記録20月が統合され合計が240月となったことから、厚生年金の期間が240月以上ある年金を受けられている方が死亡した場合に遺族厚生年金に加算される経過的寡婦加算額594,200円が加算されるとともに、遺族厚生年金の年金額が21,300円(年額)が増額した。 ○この遺族厚生年金の増額のほか、故人が受給していた旧法厚生年金老齢年金の年金額28,400円の増額と厚生年金の期間が240月ある方に配偶者がいる場合に支給される加給年金227,900円を受けられることとなり、ご本人に夫(故人)の未支給分の年金(一時金)が発生した。	遺族厚生年金 約280万円 厚生年金老齢年金 (未支給分) 約580万円

6	82歳	男	571,300円	1,011,700円	1,583,000円	回復前の厚生年金加入期間104月に122月を追加。	○黄色便(旧姓情報と未統合記録の突き合わせにより氏名・生年月日等が一致した方に送付するお知らせ)の回答票が社会保険業務センターから回付され、ご本人の申出による旧姓、会社名、所在地、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,340万円
7	86歳	男	544,600円	2,654,600円	3,199,200円	回復前の厚生年金加入期間342月に82月を追加。	○ねんきん特別便(名寄せ便)のフォローアップ対象者であるご本人が回答票を持参し来所、相談担当者がご本人に職歴等を確認したところ、本人の申出の会社名、所在地、勤務期間が一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,410万円
8	79歳	女	537,800円	383,300円	921,100円	回復前の厚生年金加入期間114月に136月を追加。	○ねんきん特別便(全員便)の回答票に「もれや間違いがある」と記載し相談窓口にご本人が持参、ご本人申出の会社名と勤務期間及び旧姓から記録を調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,530万円
9	72歳	男	532,500円	700,100円	1,232,600円	回復前の厚生年金加入期間61月に174月を追加。	○黄色便(旧姓情報と未統合記録の突き合わせにより氏名・生年月日等が一致した方に送付するお知らせ)の回答票が社会保険業務センターから回付され、ご本人の申出の旧姓、会社名、所在地、勤務期間により調査したところ、黄色便でお知らせした以外に氏名、生年月日が一致しご本人のものと思われる厚生年金の記録があるため、ご本人に電話により確認したところ会社名、勤務期間が一致した。後日、再裁定申出書の提出を受け記録を統合した。	約1,250万円
10	95歳	男	524,300円	452,700円	977,000円	回復前の厚生年金加入期間0月に135月を追加。(旧法国民年金老齢年金受給者)	○ねんきん特別便(全員便)の回答票をご本人が持参し来所、ご本人の申立によると、友人と話していたことを思い出したとのことであり、ご本人の申出の旧姓、会社名、所在地、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出された旧姓、会社名、所在地、勤務期間と一致する厚生年金の記録が判明し、記録の氏名を変更し記録を統合した。 ○厚生年金の記録が135月判明したため、厚生年金の記録が12月以上ある方に支給される旧法通算老齢年金が新たに受けることができることとなった。	約1,830万円

年金記録が回復した経緯別内訳(今回の10事例)

ねんきん特別便(名寄せ便)	5件 (事例2、3、4、5、7)
ねんきん特別便(全員便)	3件 (事例1、8、10)
黄色便(旧姓情報を活用したお知らせ)	2件 (事例6、9)
グレー便(旧台帳記録を活用したお知らせ)	0件
フォローアップ(電話・文書・訪問)対象事案	3件 (事例2、4、7)

(注1) 本表は、上記期間において全国の年金事務所で行った年金額試算における増加年金額(年額)の上位10ケースについて事例概要、年金額回復の経緯を取りまとめたもの

(注2) ※の「(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算」は、基本的に各ケースの受給開始年齢から65歳時点の平均余命(男性+18.6歳、女性+23.6歳)までの期間(この平均余命を超えているケースは現在年齢までの期間、すでに死亡されているケース(未支給分)は死亡時までの期間)について受給すると仮定して機械的に計算した金額であり、実際に支払われる差額ではない(実際には、在職や雇用保険受給による支給停止等や物価スライドがあるが、これらによる支給額の変動は考慮していない)